

ヘンリー・P・ドフリース, ホセ・ロドリゲス=ノバース共著

『米州国際法—米州法制度序説』

Henry P. de Vries and José Rodríguez-Novás, *The Law of the Americas: An Introduction to the Legal Systems of the American Republics*, New York, Oceana Publications, 1965, xii+315 p.

I

本書は、ラテン・アメリカ諸国の国際法を扱った数少ない研究成果の一つである。田中耕太郎博士が、『ラテン・アメリカ法学界管見』（1940年）を発表され、わが国におけるこの分野の研究も徐々に進歩しているが、海本徹雄氏の『新汎米主義と米州国際法』（1943年）を除いては総合的成果はない。海本氏の大作は年代記的な叙述方法をとっているが、同じ方法によるロイド・メッチャム (J. Lloyd Mechem) の *The United States and Inter-American Security, 1889-1960* (1961) と比較すると、内容の緻密性において後者がまさっている。

ドフリースおよびロドリゲス=ノバースの意図は、この地域の国際法を明らかにすることよりも、域内諸国の国内法を分析することにあつたものと思われる。複雑多様な域内20余の独立国の法制度を研究するためには、諸国の憲法および国際法を確立する条約構造 (treaty structure) を明らかにすることが第一段階として必要である、というのが著者の見解である。つまり、国内法の研究が、国際法的アプローチによって行なわれているということになる。

第2次大戦後、国際法律関係が複合的になってから、これらの問題を取り上げる研究も大きく変化してきた。コロンビア大学のジェサップ (Philip Caryl Jessup) 教授が、従来の “International Law” に代えて “Transnational Law” という述語を用い、さらにハーバード大学のケーパース (David Farquhar Cavers) 教授らが “International Legal Studies” という用語を採用してから、その傾向が明確なものとなった。そして、国際法律問題の研究は、個人、法人、政府または国際機関の国際行態 (international transaction) を問題領域とし、その法領域は、国際公法、国際組織法、国際私法、国際行態に関連する国内法 (本国法と外国法) および比較法に

またがっている。

本書の意図は、戦後のこうした傾向をかなり反映しているように思われる。著者が、ラテン・アメリカ各国の国内法、2国間の関係に影響を与える法 (たとえば、政治的犯罪人引渡しに関する法律、アサイラムに関する法律)、さらにラテン・アメリカ地域社会法といった領域を有機的に一つの法体系としてまとめようとしている点で、従来の米州国際法学の成果とは異なっていることが指摘されよう。本書の構成は、次のとおりである。

序 論

第1章 米州地域社会の法

A 米州機構の発展, B 一方的干渉から集団安全保障まで

第2章 米州国際法

A 新政府の承認, B 相手国の司法権からの自由, C 外国人および外国人資産の保護

第3章 ラテン・アメリカの法

A 社会的要因, B 立憲政府の形態, C 成文法の形式, D 裁判技術

結語, 補遺, 参考文献, 索引

著者のドフリースは、コロンビア大学法律学教授で、パーカー外国比較法学校 (Parker School of Foreign and Comparative Law) の副校長、コロンビア大学米州法センター (Inter-American Law Center) の所長を兼任している。共著者のロドリゲス=ノバースは、マドリッド法曹協会会員である。なお、ドフリースおよびロドリゲス=ノバースのこの成果に関しては、アメリカ国務省法律顧問であるローエンフェルド (Andreas F. Lowenfeld) による紹介があるが、本稿においてもかれの見解を参考にすることが多かった。

II

英米法系、とくにアメリカ法においては、日常の問題は直ちに法律問題となってくることは、しばしば指摘されることである。このことは、わが国においても当てはまることであろう。日々の大きな問題は、早晩一再ならず、訴訟事件といったかたちで現われる。

ラテン・アメリカにおいては、こうしたことが事件となることはあまりない。裁判所も憲法も、この地域においては英米法系のような地位を与えられていない。一定の限界を越えてポリシーを形成することは、司法権に容認された機能であるが、こうした概念を生み出す基盤は、少なくともラテン・アメリカの伝統のなかには存在

しない。英米法系における司法権のユニークな地位は、統一法制定のためにイギリス国王がその裁判所制度を利用したことから生じたものであるが (p. 193), ラテン・アメリカ法の発展における裁判所の役割はかなり複雑である。本書に引用されているチリ民法典第3条は次のように規定する。すなわち、「立法者だけが、一般義務的な意味において法を説明し、又は解釈することができる。裁判所判決は、それが公告されている事件を除いては、強制的効力を有しない」(p. 194)。ドフリースおよびロドリゲス=ノバースによれば、これはフランス民法典の影響によるものであるとされているが、しかしこうしたことは英米法系諸国ではとうてい説明しがたいところである。ラテン・アメリカ法の伝統は、スペイン帝国の法に基礎をおいており、「法は個々の権利の独立した根源である」といったような法思想を成長させるのには、ほとんど役割を果たしてこなかった。

しかし、ラテン・アメリカのいくつかの国においては、国内問題および国際問題の双方において、法が今日まできわめて重要な役割を果たしてきたことは否めない。ラテン・アメリカの政治家や官僚のなかには、法律の訓練を経た者が多く、かれらは、フェイノア・エダー (Phanor J. Eder) が指摘するごとく、英米法系諸国の人々と同様に、政治問題を法というベールでおおうことを好むようである。こうした点で、ラテン・アメリカ人の法の思考方法を研究することは、きわめて適切なことであろう。従来成果であるフェイノア・エダーの *A Comparative Survey of Anglo-American Law* (1950)、アロルド・バラダオン (Haroldo Valladao) の *Le Droit latino américain* (1954)、ルネ・デービッド (René David) の *Traité élémentaire de droit civil comparé* (1950)、さらにマヌエル・ロドリゲス・ラーモス (Manuel Rodriguez Ramos) の *Visión de Conjunto del Derecho de América Latina* (1960) などにおいてこの点はすでに指摘されてきたが、本書の刊行によってそれはいっそう可能となったのである。

III

本書に収録された資料は、ラテン・アメリカにおいて事業を行なおうとするビジネスマンを念頭に整理されているものではない。また、比較法学または法の実証研究としてみた場合、先進諸国の法のメカニズムに本書がどれだけの示唆を与えるかといった点からすれば、この成果がとくに価値のあるものであるというものでもない。

しかし、本書はラテン・アメリカ法曹の思考の習性に対して鋭い分析を試みており、さらにラテン・アメリカの生活における法と政治の不断の相互作用をみごとに描出していることで、その意義は大きい。

たとえば、本書は、有名なカルボ原則 (Calvo Doctrine) に関して一章を設けている。カルボ原則は、一国において事業を行なう外国人は、その国の法に従うこと、ならびにその外国人とかれの属する国も、受入国の国内法の外から外交その他の手段に訴えるいかなる権利をも有しない、という国際法の命題である。「外国人が身体または財産にうけた損害に対する国家責任」の問題は、国連の国際法委員会 (International Law Committee) でかなり論議されてきた。カルボ原則は、甲国の自然人および企業は、友好乙国において、乙国の自然人および企業と同等の条件に基づいて事業を行なう権利を有する、という命題を補うものとして提示されるのであるが、カルボ原則には若干の異論が出されている。反面この原則は、外国投資を規律すべき国際法は存在しない、という命題としても提示されるものである。カルロス・カルボ自身も述べているが、かれの見解に反対する立場を容認すること——すなわち、政府は外国人資産の権利の保護に関して国際法上の責任を負う、ということ——を主張すること——は、「過度の決定的な特権を創出することである。これは基本的には、強大な国家に対して有利であり、弱小国家に対して有害である。そしてそのことは、国家と外国人との間に不当なる不平等をうち立てることになる」(p. 100に引用)。要するに、カルボは、渉外的法律紛争に巻き込まれた外国の市民に代わって外国政府が行なう権利を拒否しているのである。カルボの見解は、主権の侵害を警戒し、社会体験の自由を希求する弱小国、新興国および資本輸入国によって支持されている。

資本輸出国においては、外国民間投資は投資家にとっても、資本輸入国にとっても望ましいということ、かかる投資は投資家の保護が最大限に確保されている条件のもとにおいてもっとも多く流入するという点、受入国側の内国待遇の保証が十分でないという点が指摘されている。資本輸入国としてのラテン・アメリカは、カルボ原則にみられるごとく、「無差別」と「法の前における平等」といった概念を強調する。たとえば、1966年10月14日に発効した世銀 (IBRD) の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States

and Nationals of Other States), いわゆる「投資紛争解決条約」の提案に対して、ラテン・アメリカ代表部のとった反対統一行動のなかにこうしたことが看取できる。世銀条約は、外国民間投資に関する統一法典となるものではなく、投資家と受入国との間の紛争を解決する国際機構として、「投資紛争解決国際センター」(International Centre for Settlement of Investment Disputes)を設立するものであるが、ラテン・アメリカ諸国はこの規定が自国の法理に反し、外国投資家を優位に、内国民を不利な立場におくことになると主張している。また、甲国の投資家が乙国に投資を行なうときは、乙国の慣習と法に従うのであって、そうでないときは投資家は乙国に投資を行なうことはない、といった議論もしばしば見られる。外国人が、商業上の利益を目的として投資を行なうときは、当然にその国の国民と運命を共にし、いかなる政治的变化が起ころうとも、危険を覚悟で行なうはずであって、本国の権力的な介入を求めるのは不当である、という国連の国際法委員会におけるインドのラダビンノド・パール(Radhabinod Pal)の主張はその代表的なものである。

明らかに、これは法律問題ではない。ローエンフェルドは次のように指摘する。すなわち、こうした事例については、論者を、経済開発に賛成する者と反対する者、「進歩のための同盟」(Alliance for Progress)の友好国と非友好国、民間企業を信頼する者とそうでない者、といったように分けることはない。問題を有意義に論議するためには——たとえば投資保証協定の締結交渉に関して——、次の諸点すなわち、議論というものは決して終わりがあるといふ性質のものではないこと、権威典籍の引用は自己のつごうのよいように行なわれるということ、また外国人資産の法的保護に対する態度は、私有財産一般に対する態度とは必然的な関係を有していない、という点をまず認識することが重要である、というのである。こうした資本輸出国側の意見にもかかわらず、カルボ原則の影響力はきわめて強く、ラテン・アメリカにおいては、憲法、法典、さらには諸々の法律文書のなかでこの原則が貫かれているのである。ドフリースおよびロドリゲス=ノバースの本書第2章は、この点に関して詳細に論述を試みている。

IV

現代ラテン・アメリカが直面するもう一つの大きなジレンマは、集団安全保障の義務と不干渉の義務をいかに

して相容れさせるか、ということである。キューバ問題、近くは1965年のドミニカ派兵問題など、いずれもこうした大きな問題がからんでいるのである。そして、これこそはラテン・アメリカにおける政治信念と法理の相互作用を如実に現わしたものと言える。これもまた、一義的には法律問題でないことはもちろんである。このことは、ラテン・アメリカ諸国がアメリカに対していっている敵意を考慮することなくしては理解することのできないものである。1947年にリオデジャネイロで署名された「全米相互援助条約」(Inter-American Treaty of Reciprocal Assistance), いわゆる「リオ条約」(Rio Treaty), および「米州機構憲章」(Charter of the Organization of American States)の二つの条約をめぐって展開された論議のなかに、ほとんどすべての政治・経済問題に回答をもたらすような法思考が発展してきた。ジョン・ドライヤー(John C. Dreier)の*The Organization of American States and the Hemisphere* (1962) や、カルロス・シュテーター(Otto Carlos Stoezer)の*Panamerica: Idee und Wirklichkeit: die Organisation der Amerikanischen Staaten* (1964)などにその成果が著しい。本書のドフリースおよびロドリゲス=ノバースによれば、リオ条約および米州機構憲章に基づく「全米体制」(Inter-American system)は、国際地域レベルでの「条約」であり、「憲法」であり、「法典」である。すなわち、この二つの条約は、締約国間の諸関係を統治するところでは「条約」であり、組織構造を創出し、国の方向の一般原理を述べるところでは「憲法」であり(憲法第6条, 法的な平等; 同第5条, 誠実; 同第15条, 不干渉; 同第5条, 無差別), さらに加盟国の内国裁判所において直接適用しうる法律といった内容を含んでいるところでは「法典」でもある(憲章第103, 104, 106条, 訴えの免除; 同第5条, 第12条, 行動の基準としての国際法, 外国人と内国民の平等), と述べている(pp. 4~5)。

ところで、上記2条約に関する論点は何か。まず、米州機構憲章第15条は、次のように規定する。

「国又は国の集合は、理由のいかんを問わず、直接又は間接に、他の国の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない。この原則は、国の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する武力のみでなく、他のいかなる形式による干渉又は威嚇の試みも禁止するものである」。

この規定を解釈すれば、国の集合は、たとえ全体とし

て行動する米州機構であっても、加盟国の主権を侵害すると思われるような行動はとれない、ということになるのか。そして、加盟国政府が倒壊し、ラテン・アメリカの平和と保障が脅かされる状態になったとしても、米州機構は憲章第15条によって行動を禁止されるのか。それとも、国の集合体として行動がとられ、その行動を国の集合が承認していれば、個別的行動に対する拘束は適用されないのかどうか。

法律上の問題としては、さらにもう一つの疑問がある。すなわち、リオ条約第3条、第6条および第8条によれば、「アメリカ大陸外若しくはアメリカ大陸内の紛争によってか、又はアメリカの平和を危くする虞れのある他の何らかの事実若しくは事態によって影響を受ける場合には」、締約国は集団的措置をとることが義務づけられている。このリオ条約の規定における義務を、米州機構憲章第15条（および第17条）における不干渉の原則といかに調和させるかということである。

米州機構憲章は、国際連合憲章と同様に、国または国の集合は、国際法秩序を任意に形成しないということを確認するために企図されたものである。さらに、国連加盟国は米州機構加盟国と同様に、一国で行動を起こすことができないときは、当該機関の有効多数の加盟国が履行すべき行動を保証することによって、集団的措置を講ずることができる、と考えられている。1965年春のドミニカへの「米州平和軍」(Inter-American Peace Force)の派遣の際に、この点が大きな問題となった。1965年5月の米州機構外相会議(Meeting of Foreign Ministers)において、コロンビア代表は、米州機構の目的を完遂するために集団的措置をとる権利を米州機構から剝奪する規定は、憲章のどこにも見いだせない、と述べている。反面、こうした主張にはいくつかの困難がある。すなわち、米州機構理事会または事務局がこうした行動をとる権限を付与されている、ということを積極的に立証すべき確たる法の典拠もまた存在しないのである。ドミニカへの米州平和軍の派遣に関して、上記外相会議においてメキシコ代表が反対演説を行なっているのも、こうした観点からのようである。

1965年11月、リオデジャネイロにおいて開催された第2回特別全米会議(Second Special Inter-American Conference)において、ラテン・アメリカ諸国は、「“全米体制”は、米州機構憲章の目的と原則に従って、西半球の諸々の問題をより効果的に解決するために、強化されなければならない」ことを確認し、さらに「全米体制

に新しいダイナミズムを起こさせることが緊要である」ことを宣言している。

リオ会議の結果として、いま米州機構憲章改正の努力が行なわれている。リオ会議における討議や、憲章改正準備委員会での活動のみでも、中心的な論議はまだ終わったわけではない。1948年には予想しえなかった問題に十分対処しうるように、全米体制を整備しなければならないのだという幅の広い認識が一方にあるけれども、他方には国家の完全なる独立に対して、集団的にまたは個別的に、なんらかの干渉が行なわれるのではないか、というかなりの不信心がラテン・アメリカ域内にいまだに存在している。そのうえ、とくに集団安全保障と紛争の平和的処理について、米州機構の中核部門になんらかの権限を付託することには、かなりの躊躇がみられる。1948年に採択された「紛争の平和的処理に関する全米条約」(American Treaty on Pacific Settlement)、いわゆるボゴダ規約(Pact of Bogotá)の第7条も、「締約国は、自国民が、それぞれの国家の権限ある法廷に上訴しうる手段を与えられているかぎり、それを保護するために外交上の要求を行なったり、又は、そのために、国際法廷に紛争を付託しないことを約束する」と規定しており、これは上記の点についてのラテン・アメリカ各国の立場をはっきり表明したものである。

本書において、ドフリースおよびロドリゲス=ノバースは、以上の諸論議に、実際にはほとんど参加していない。また近年、全米体制において顕著になってきた危機感について、この著者はほとんど触れていない。政治を語る前に、もっぱら法の理解に努力を集中したことは、基本的な前提として正しいことである。ドフリースおよびロドリゲス=ノバースは、少なくともこうした理解の発を可能にしたものといえる。また、国際法と国内法を一つの法体制として有機的に関連づけようとした努力は評価されるべきである。ラテン・アメリカにおける法制度、法思考と、スペイン、ポルトガル帝国のそれとの関係について著者が行なっているコメントは、きわめて示唆的であり、かなりの説得力をもっている。できれば、法の原文の翻刻を少なくして、もっと多くの著者のコメントが欲しいところであった。たとえば、ラテン・アメリカにおける憲法の位置、実定法における最高法規としての憲法と自然法との関係などは、われわれのもっとも詳しく知りたい問題なのである。

(図書資料部投資資料調査室 桜井雅夫)